

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 18 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 3 年 10 月 25 日（月）から令和 3 年 12 月 23 日（木）まで

2 監査の対象

「いづかスポーツ・リゾート」の指定管理者の業務について
株式会社 ソニックスポーツ（指定管理者）及び商工観光課

3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

4 監査の範囲

令和 2 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「いづかスポーツ・リゾート」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

① 施設管理業務の実施状況

- ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。

第2 監査の結果

- 1 指定管理料 令和2年度 0円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理や事業報告が、協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「いづかスポーツ・リゾート」における公の施設の管理に係る事務は、適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。